

特定電子メール法 ⇒ 消費者保護の観点からの企画立案、措置命令等を消費者庁へ一部移管（共管）

金融商品販売法 **出資法** ⇒ 消費者庁が所管に加わる。

貸金業法 **割賦販売法** **宅地建物取引業法** **旅行業法**

⇒ 企画立案は共管。登録・免許、検査、処分は各省庁（金融庁、経済産業省、国土交通省）が行うが、消費者庁は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ。また、処分について事前協議を受ける。

「安全」に関する法律

製造物責任法 ⇒ 消費者庁へ移管

食品安全基本法 ⇒ 消費者庁へ移管。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討。

消費生活用製品安全法 ⇒ 重大事故情報報告・公表制度を消費者庁へ移管。
安全基準の策定に当たり協議を受ける。

食品衛生法（再掲） **有害物質含有家庭用品規制法**

⇒ 安全基準の策定に当たり協議を受ける。

消費者や生活者が主役となる社会の構築、物価行政に関する法律

消費者基本法 **国民生活センター法** **個人情報保護法** **公益通報者保護法**

特定非営利活動促進法 **国民生活安定緊急措置法** **買占め及び売惜しみ防**

止法 **物価統制令** ⇒ 消費者庁へ移管

（注）詳細については、引き続き検討を進めていくべきである。